

関税定率法等の一部を改正する法律の
一部の施行期日を定める政令案要綱

関税定率法等の一部を改正する法律のうち外国貿易船等に係る積荷及び旅客氏名等に関する事項の入港前の報告の義務化に係る部分等の施行期日を平成19年2月1日とする。